

日本教育政策学会年報編集委員会規程

第1条 日本教育政策学会年報編集委員会（以下、「委員会」という。）は、学会誌『日本教育政策学会年報』の編集及び発行に関する事務を行う。

第2条 委員は、常任理事会が会員の中から選出し、理事会の承認を得る。

2 委員の定数は10名以上12名以下とする。ただし、うち、少なくとも2名は常任理事から選出する。

第3条 委員長及び副委員長は、常任理事会が、委員に選出された常任理事の中から選出し、理事会の承認を得る。

第4条 委員会の互選により常任委員若干名を選出する。

2 委員長、副委員長及び常任委員は、常任編集委員会を構成し、常時、編集実務に当たる。

第5条 委員の任期は3年とし、交代時期は毎年度の総会時とする。ただし、理事から選ばれた委員の任期は、理事の任期と同じものとする。

第6条 委員会は、毎年1回以上全員が出席する会議を開き、編集方針その他について協議するものとする。

第7条 編集に関する規定及び投稿に関する要領は別に定める。

第8条 編集及び頒布に関わる会計は、本学会事務局において処理し、理事会及び総会の承認を求めるものとする。

第9条 委員会は、その事務を担当する幹事若干名を置くことができる。幹事は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

第10条 委員会に事務局を置く。

第 11 条 本規定の改廃は、常任理事会が発議し、理事会で決定する。

附則

- 1 この規程は 1993 年 6 月 26 日より施行する。
(1993 年 6 月 26 日、第 1 回理事会決定)
- 2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、改正規程施行最初の委員については、その半数の委員の任期は 2 年とする。(1999 年 6 月 26 日改正)

附則

この規定は 2018 年 7 月 7 日より施行する
(2018 年 7 月 7 日第 25 回大会総会にて一部改正)。